

平成26年 第1回

津軽広域水道企業団議会定例会

# 会 議 録

平成26年2月24日

午後2時4分開議

平成26年第1回津軽広域水道企業団議会定例会会議録

開催日時 平成26年2月24日(月) 開会 午後2時04分  
閉会 午後2時47分  
開催場所 津軽広域水道企業団 大会議室  
提出議案目録 別紙のとおり  
議事日程 別紙のとおり

《出席議員》 (7名)

1番 弘前市副市長 蛭名正樹議員  
3番 五所川原市長 平山誠敏議員  
4番 平川市長 長尾忠行議員  
7番 田舎館村長 鈴木孝雄議員  
8番 板柳町長 舘岡一郎議員  
9番 鶴田町長 中野撃司議員  
10番 つがる市副市長 佐藤昭三議員

《欠席議員》 (3名)

2番 黒石市長 鳴海広道議員  
5番 青森市長 鹿内博議員  
6番 藤崎町長 平田博幸議員

《地方自治法第121条による出席者》

企業長 葛西憲之  
副企業長 福島弘芳  
監査委員 常田猛

事務局長 泉谷雅昭  
津軽浄水課長 谷澤諭  
津軽浄水課参事 小山内光章  
津軽浄水課参事 太田徳次

西北事業部長 木村光雄  
西北総務課長 小嶋俊一  
西北工務課長 工藤尚志  
西北工事調整監 長内正一  
西北浄配水課長 外崎博幸

《議会事務局出席職員》

書記長 津軽総務課長 永野賢一 書記 津軽総務課主幹 千葉亨

《職務のため出席した事務局職員》

津軽浄水課総括主幹 佐々木 朗 西北総務課長補佐 杉野森 登一  
津軽総務課総括主査 中村 洋幸 西北総務課総括主幹 鳴海 忠  
津軽総務課主査 高樋 智樹

## 平成26年第1回津軽広域水道企業団議会定例会提出議案目録

(平成26年2月24日)

議案 第1号 専決処分の報告及び承認について (専決処分第3号)

議案 第2号 平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本剰余金の処分について

議案 第3号 平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算 (第3号)

議案 第4号 平成26年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案 第5号 津軽広域水道企業団特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

議案 第6号 津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案

議案 第7号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案 第8号 津軽広域水道企業団行政財産使用料徴収条例を廃止する条例案

議案 第9号 津軽広域水道企業団副企業長の選任について

---

監査報告 2件

定期監査の結果に関する報告

月例出納検査の結果に関する報告

平成26年第1回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

平成26年2月24日 午後2時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案 第1号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第3号）

議案 第2号 平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本剰余金の処分について

議案 第3号 平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

議案 第4号 平成26年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案 第5号 津軽広域水道企業団特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

議案 第6号 津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案

議案 第7号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案 第8号 津軽広域水道企業団行政財産使用料徴収条例を廃止する条例案

議案 第9号 津軽広域水道企業団副企業長の選任について

---

議事日程第5の議事

1 提案理由の説明

2 議案に対する質疑・討論・表決

午後2時4分 開会

○議長（中野撃司議員）議長の鳴海議長さんが欠席の為、副議長を仰せつかっております中野撃司ですが、代わって議長を務めさせていただきますので、何分よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（中野撃司議員）それではこれより、平成26年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
前回の定例会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。

先月の平川市長選挙で当選されました長尾忠行氏が新議員に就任されました。

○4番（長尾忠行議員）長尾でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中野撃司議員）ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（中野撃司議員）日程第1、「議席の指定」を行います。

今回改選のありました議員の議席を、会議規則第3条第2項の規定により、4番に長尾忠行議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（中野撃司議員）日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。8番館岡一郎議員、10番佐藤昭三議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（中野撃司議員）日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
○議長（中野撃司議員）日程第4、「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（永野賢一）「諸般の報告」一 企業長提出議案 議案第1号から第9号までの以上9件  
一 監査報告 津広水監発第3号定期監査の結果に関する報告書及び津広水監発第4号月例現金出納検査の結果に関する報告書の以上2件 以上

○議長（中野撃司議員）以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————  
日程第5、議案第1号から議案第9号までの以上9件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。

○企業長（葛西憲之）議長、企業長。

○議長（中野撃司議員）企業長。

○企業長（葛西憲之）平成26年第1回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第1号は、「専決処分の報告及び承認について」であります。

平成25年第2回議会定例会終了後において生じた議決事件に関し、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであります。内容は、企業団が加入しております青森県市町村総合事務組合の組合規約の変更であります。

議案第2号は、「平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本剰余金の処分について」であります。内容は、補助金をもって取得した資産の撤去により発生する損失について、資本剰余金をもってうめるため議会の議決を求めるものであります。

議案第3号は、「平成25年度 津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。第1章津軽事業部水道用水供給事業においては、第4条資本的支出のうち、建設改良費を681万1千円、企業債償還金を114万円増額補正するものであります。

第2章 西北事業部水道事業においては、第3条の、水道事業収益を72万1千円、水道事業費用を771万1千円それぞれ減額補正するものであります。また、第4条の資本的収入及び支出は、収入支出ともに、それぞれ132万円を減額補正するものであります。

議案第4号は、「平成26年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」についてであります。

初めに、津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。

平成26年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を、2,020万立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に24億1,849万円を、用水供給事業費用に20億4,558万2千円を計上しております。また、資本的収支においては、収入予算に21億300万円を、支出予算に32億3,115万5千円を計上しております。主要な建設改良事業は、沈でん池耐震補強・機械設備更新事業に12億7,554万2千円などで、建設改良費に22億1,280万5千円を計上しております。

次に、西北事業部水道事業についてご説明申し上げます。

業務の予定量として、給水戸数1万3,690戸に対し、年間総給水量300万立方メートルを見込んでおります。収益的収支においては、水道事業収益に10億2,272万3千円を、水道事業費用に9億5,712万7千円を計上しております。

また、資本的収支においては、収入予算に17億433万1千円を、支出予算に19億9,843万8千円を計上しております。主要な建設改良事業として、送水管建設に伴う水道施設建設事業に16億7,553万1千円を、水道施設改良事業に1億3,395万2千円を計上しております。

議案第5号は、「津軽広域水道企業団特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」についてであります。内容は、企業団の情報公開個人情報保護審査会委員の日額報酬を約6パーセント減額するものであります。

議案第6号「津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案」並びに議案第7号「津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案」については、本年4月から消費税率が変更されるため、料金の算定に係る消費税率をそれぞれ改正しようとするものであります。

議案第8号は、「津軽広域水道企業団行政財産使用料 徴収条例を廃止する条例案」についてであります。地方公営企業法第33条第3項において、行政財産を使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定めることとなっていることから、同条例を廃止し、管理規程により運用するものであります。

議案第9号は、「津軽広域水道企業団 副企業長の選任について」であります。

当企業団の副企業長の任期は、企業団規約第8条の2第5項の規定により、当該市町村長の任期とな

っております。副企業長でありました平川市長の任期が2月4日までとなっており、現在は、不在となっております。このため、企業団規約第8条の2第2項の規定に基づき、津軽事業部の事務を担当する副企業長の選任が必要となりますが、平川市長長尾忠行氏を適任と認め選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたしますので、十分に御審議のうえ、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。以上であります。

○副企業長（福島弘芳）議長、副企業長。

○議長（中野撃司議員）福島副企業長。

○副企業長（福島弘芳）西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案しております議案のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る2月の13日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。以上でございます。

○議長（中野撃司議員）以上をもって、提案理由の説明は終わりました。

これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号「専決処分の報告及び承認について（専決処分第3号）」を審議いたします。事務局より補足説明がございます。

○事務局長（泉谷雅昭）議長、事務局長。

○議長（中野撃司議員）事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭）議案第1号「専決処分の報告及び承認について（専決処分第3号）」をご説明いたします。

企業団が加入している青森県市町村総合事務組合に、平成26年4月1日から弘前地区消防事務組合を加入させることに伴い、同組合を組織する地方公共団体数の増加及び同組合規約を変更することについて、専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。以上でございます。

○議長（中野撃司議員）以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり承認するに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号「平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本剰余金の処分について」を審議いたします。事務局より補足説明がございます。

○事務局長（泉谷雅昭）議長、事務局長。

○議長（中野撃司議員）事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭）議案第2号「平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本剰余金の処分について」をご説明いたします。

平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計のうち、補助金をもって取得した資産の撤去により発生する損失について、補助金を源泉とする資本剰余金をもってうめることとするため、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

この処分は、これまで、旧地方公営企業法施行令第24条の2に基づき行われておりましたが、今回の地方公営企業法等の改正により、平成25年度においては、議会の議決または条例により処分することが必要となったため、議会の議決を求めるものであります。以上でございます。

○議長（中野撃司議員）以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）」について審議いたします。事務局より補足説明がございます。

○事務局長（泉谷雅昭）議長、事務局長。

○議長（中野撃司議員）事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭）私からは、補正予算第3号第1章津軽事業部水道用水供給事業について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

補正内容といたしましては、第1章第4条資本的収入及び支出の支出について795万1千円を増額し、総額19億569万5千円とするものであります。

内訳は、第1項建設改良費を681万1千円増額するものです。これは、夕顔関水管橋耐震補強及び管更正工事に使用する伸縮可とう管について、当初既設の管の流用を予定していましたが、精査の結果、伸縮量が不足しており、新たに材料として追加する必要が生じたため増額補正するものです。

また、第3項企業債償還金を114万円増額するものです。

これは、平成24年度末の平成25年3月に財政融資資金を補償金免除繰上償還の制度を利用して、民間の金融機関から、低い利率のものに借り換えしましたが、平成25年度予算策定の際に見込んでいた利率よりも低い利率で借り換えでき、元金償還分が増額となったため、補正するものであります。

以上のことから、第4条本文カッコ書きに記載している補てん財源の金額をそれぞれ改めるものであります。以上で、補正予算（第3号）津軽事業部分の説明を終わります。

○西北事業部長（木村光雄）議長、西北事業部長。

○議長（中野撃司議員）西北事業部長。

○西北事業部長（木村光雄）私からは、第2章西北事業部水道事業について、ご説明いたします。

補正予算書の2ページをお開き願います。

まず、第3条 収益的収入及び支出についてであります。

収入における第1項の営業収益は、児童手当に係る分として42万円を増額し、第2項の営業外収益は、前年度借入企業債の利率が予定利率を下回ったため、構成団体からの負担金114万1千円を減額し、第1款水道事業収益を9億3,290万7千円とするものであります。

支出における第1項の営業費用は、職員数の減及び臨時特例による給料の減額により657万円を減額し、第2項の営業外費用は、収入で説明致しました企業債利息の利率が下回ったため114万1千円を減額し、第1款水道事業費用を8億8,496万3千円とするものであります。

次に、第4条資本的収入及び支出についてであります。収入・支出とも、臨時特例による給料の減額により132万円を減額し、第1款資本的収入を11億8,122万6千円とし、第1款資本的支出を15億5,911万7千円とするものであります。

以上のことから、第4条本文括弧内に記載してあります金額をそれぞれ改めるものであります。

最後に、第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費については、給料の減額により職員給与費2億2,907万5千円を2億2,118万5千円に改めるものであります。以上で、西北事業部の補足説明を終わります。

○議長（中野撃司議員）以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成26年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」について審議いたしますが、これに関連する議案第6号「津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案」、議案第7号「津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案」を一括審議することにいたします。事務局より補足説明がございました。

○事務局長（泉谷雅昭）議長、事務局長。

○議長（中野撃司議員）事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭）私からは、議案第4号「平成26年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業について、ご説明いたしますが、予算の収入に関

する議案第6号「津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案」を先にご説明した後に、予算の説明をいたします。

議案第6号は、津軽事業部の水道用水供給単価について、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、基本料金及び使用料金の算定に係る消費税率を平成26年4月供給分から改正するもので、総額表示ではないので、単価そのものは条例に記載されませんが、計算上では基本料金が現行税込みで48.02円のところ改正後は税込みで49.3992円とするものです。使用料金は現行税込みで20.89円のところ改正後税込みで21.492円とするものであります。

それでは、平成26年度予算書の1ページをお開き願います。

まず、第2条業務の予定量(2)の年間総用水供給量は、構成9市町村からの受水申込量及び過去5年間の実績水量をもとに推計したものです。

平成26年度は、沈でん池 耐震補強 及び機械設備更新事業の工事を実施することにより、弘前市への用水供給量を10月から3月までの約6ヶ月、一日平均 約8,500m<sup>3</sup>を減量する予定で、供給水量は、年間2,020万m<sup>3</sup>を見込んでおります。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の5ページの予算実施計画をお開き願います。

収入の部、第1款用水供給事業収益、第1項営業収益、第1目供給収益として21億423万2千円を計上しております。これは、年間基本水量3,380万8,125m<sup>3</sup>に、単価 49円39銭92厘 を乗じて得た基本料金の額16億7,009万4千円と、構成市町村への年間 総用水供給量2,020万m<sup>3</sup>に、単価21円49銭20厘 を乗じて得た使用料金の金額4億3,413万8千円との合計額であります。

次に第2項営業外収益については、第1目受取利息及び配当金1,251万8千円、第2目長期前受金戻入2億3,297万8千円、第3目雑収益1,434万8千円、第4目消費税及び地方消費税還付金5,441万4千円で、合計で3億1,425万8千円を計上しております。

以上により、第1款用水供給事業収益の総額は、24億1,849万円となり、前年度当初予算と比較して、金額で3億777万1千円、率にして14.6%の増となっております。

次に支出の部について、ご説明いたします。

第1款用水供給事業費用第1項営業費用には、営業活動に要する費用として、合計で19億9,171万4千円を計上しております。第2項営業外費用には、支払利息等に5,386万8千円を計上しております。以上により、第1款用水供給事業費用の総額は、20億4,558万2千円となり、前年度当初予算と比較して、金額で 3億353万5千円、率にして17.4%の増となっており、消費税等を除いた当年度純利益は、2億2,960万4千円となり、前年度当初予算と比較して、金額で1億338万5千円、率にして31.0%の減を見込んでおります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

収入の部、第1項企業債には建設改良費に充てる収入として、19億300万円を、第2項投資有価証券売却収入には、2億円を計上しております。以上により、資本的収入の総額は、21億300万円となっております。これは、前年度当初予算と比較して、金額で12億9,800万円、率にして161.2%の増となっております。

次に支出の部、第1項建設改良費には、22億1,280万5千円を計上しております。第2項投資有価証券は、国債等の購入費として2億円を、第3項企業債償還金には、8億1,835万円を計

上しております。以上により、第1款 資本的支出の総額は、32億3,115万5千円となり、前年度当初予算と比較して、金額で13億3,341万1千円、率で70.3%の増となっております。以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条の本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11億2,815万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億4,198万8千円、減債積立金3億2,786万6千円及び過年度分損益勘定留保資金6億5,830万1千円で補てんすることといたしております。

次に12ページをお開き願います。

継続費について、ご説明申し上げます。平成25年度・平成26年度の継続事業に、薬品注入設備更新事業、汚泥脱水施設 整備事業を平成26年度から平成28年度までの新規の事業として、沈でん池耐震補強・機械設備 更新事業、総額12億7,554万2千円を計上しております。

次に13ページをご覧ください。債務負担行為について、ご説明申し上げます。過年度分及び当年度分に総合浄水場 運転管理 業務委託を記載していますが、これは、消費税等の改正により、設定済みの債務負担の限度額を超過したため、新たに債務負担の設定が必要となったものです。以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業についての説明を終わります。

○西北事業部長（木村光雄）議長、西北事業部長。

○議長（中野堅司議員）西北事業部長。

○西北事業部長（木村光雄）私からは、西北事業部の補足説明を申し上げます。

最初に、議案第7号津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案について説明します。条例案の次のページをお開き願います。西北事業部の改正内容としては、給水条例の別表で基本料金等に消費税込の額で表記していましたが、消費税を含まない額に改め、今後の消費税率の改正に対応するものであります。以上が議案第7号の説明であります。

続きまして、議案第4号津軽広域水道企業団水道事業会計予算について説明します。

平成26年度予算書の3ページをお開き願います。

まず、第2条の業務の予定量についてですが、(1)の給水戸数は1万3,690戸、(2)の年間総給水量は300万m<sup>3</sup>を見込んでおります。前年並みの予定量であります。また、(4)の主要な建設改良事業では、水道施設建設事業に16億7,553万1千円を計上しております。主なものとしては、藤崎町・板柳町・鶴田町とつがる市に口径が350mmから600mmの送水管を約9,500m(9,554m)布設する予定であります。

次の、水道施設改良事業には、1億3,395万2千円を計上しております。主なものとしては、配水管布設替工事と発電機取替工事であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてであります。予算書の23ページの予算実施計画をお開き願います。収益的収入については、第1款水道事業収益の第1項営業収益には主に水道料金収益として9億1,828万円を計上しております。

第2項営業外収益には、公営企業会計制度の改正により、新たに長期前受金戻入が新設されたことによる補助金等の減価償却見合い分、構成団体からの建設仮勘定分企業債利息分と、消費税及び地方消費税の還付金の合計で1億444万3千円を計上しております。

以上により、第1款水道事業収益の総額は、10億2,272万3千円となり、対前年度当初予算比較では、金額で8,909万5千円、率で約9.5%の増となっております。

次に、収益的支出ですが、第1款水道事業費用、第1項営業費用には、営業活動に要する費用として8億3,288万5千円を計上しております。

第2項営業外費用には、企業債の支払利息等、1億1,924万2千円を計上しております。

第3項予備費には、前年度と同額の500万円を計上しております。

以上により、第1款水道事業費用の総額は、9億5,712万7千円となり、対前年度当初予算比較では、金額で7,515万3千円、率で約8.5%の増となっております。収益的収入及び支出により、消費税等を除いた当年度純利益は、1,771万5千円となり、対前年度当初予算比較では、金額で749万1千円、率で約29.7%の減を見込んでおります。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてであります。予算書の24ページをお開き願います。第1款資本的収入には、特定広域化施設整備事業の財源として、第1項企業債に5億4,310万円、第2項国庫補助金に5億4,312万6千円、第3項出資金に6億1,435万1千円を計上しております。

また、第4項工事負担金には、受託工事に係る分として375万4千円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、17億433万1千円となり、対前年度当初予算比較では、金額で5億2,178万5千円、率で約44.1%の増となっております。

次に、資本的支出であります。第1項の建設費には、送水管布設費用など16億7,553万1千円を計上しております。主なものとしては、送水管布設工事費のほか、受水池・配水池等の設計費などを計上しております。

第2項の建設改良費には、水質維持や災害対応費用など1億3,395万2千円を計上しております。

第3項企業債償還金には、元金償還分として1億8,895万5千円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は、19億9,843万8千円となり、対前年度当初予算比較では、金額で4億3,800万1千円、率で約28.1%の増となっております。

以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の3ページに戻っていただきまして、第4条の本文の括弧書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,410万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,788万1千円、減債積立金2,149万6千円、過年度分損益勘定留保資金2億2,473万円で補てんすることとしております。

以上で、西北事業部の補足説明を終わります。

○議長（中野撃司議員）以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号、議案第6号及び議案第7号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、議案第6号及び議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「津軽広域水道企業団特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明がございます。

○事務局長（泉谷雅昭）議長、事務局長。

○議長（中野撃司議員）事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭）

水道企業団の特別職の報酬は、情報公開・個人情報保護審査会委員にのみ支給されることとなっており、その他の特別職には、報酬がございません。

そのため、津軽広域水道企業団では、特別職報酬等審議会を設置していないこと、審査会委員が弘前市と同じであることから、「弘前市特別職報酬等審議会答申」及び弘前市の改正に準じて、企業団の審査会委員の報酬額を減額するため、所要の改正をしようとするものであります。以上でございます。

○議長（中野撃司議員）以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）ご異議なしと認めます。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「津軽広域水道企業団行政財産使用料徴収条例を廃止する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明がございます。

○事務局長（泉谷雅昭）議長、事務局長。

○議長（中野撃司議員）事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭）ご説明申し上げます。

地方公営企業法 第33条第3項において、行政財産を使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定めることとなっており、本来 企業管理規程で定めるべきであるため、同条例を廃止し、規程により運用しようとするものであります。以上でございます。

○議長（中野撃司議員）以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野撃司議員）ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されまし

た。

-----  
(被選任者・長尾議員が議場の外へ退席)  
-----

○議長(中野撃司議員) 次に、議案第9号「津軽広域水道企業団副企業長の選任について」を議題とします。

本案について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野撃司議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野撃司議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野撃司議員) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案に同意することに決しました。

-----  
(被選任者・長尾議員が入場、着席)  
-----

○議長(中野撃司議員) 議案第9号は、原案に同意することに決しましたので、副企業長に選任された長尾忠行氏からご挨拶をお願いします。

○4番(長尾忠行議員) はい。ただ今皆様方のご同意を頂きまして、津軽広域水道企業団の副企業長に選任を頂きました、平川市長の長尾でございます。これから皆様方のご指導を頂きながら職務を全うして参りたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

○議長(中野撃司議員) ありがとうございます。以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議を閉じます。企業長から、ご挨拶がございます。

○企業長(葛西憲之) 議長、企業長。

○議長(中野撃司議員) 企業長。

○企業長(葛西憲之) 平成26年第1回議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、専決処分の承認、平成25年度補正予算、平成26年度予算、条例の改廃及び副企業長の選任につきまして、慎重にご審議を賜り、それぞれ原案のとおり御議決をいただき、ありがとうございました。

議員の皆様方には、時節がら、くれぐれもご自愛のうえ、ご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長(中野撃司議員) ありがとうございます。これをもって、平成26年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議長（副議長）

（鶴田町長）

中野 撃 司

---

8番署名議員

（板柳町長）

館岡 一 郎

---

10番署名議員

（つがる市副市長）

佐藤 昭 三

---